

備南衛生施設組合随意契約見積心得

(趣旨)

第1条 備南衛生施設組合における修繕工事、業務委託及び物品の購入・修繕についての随意契約に係る見積その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(見積りの基本事項)

第2条 見積書を提出しようとする者（以下「見積参加者」という。）は、見積用の仕様書、図面及び見本等（以下「仕様書」という。）を熟覧のうえ、適正な積算を行い、見積書の提出をしなければならない。この場合において仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 見積参加者は、別に定める場合を除き、契約希望金額（課税業者にあつては消費税及び地方消費税相当額を含めた額。以下「見積価格」という。）を見積書に記載すること。

3 見積参加者は、見積書に必要な事項を記載し、記名押印（押印はあらかじめ使用印として届け出た印判とする）のうえ、見積書提出期限又は見積書提出日時に指定の場所に提出しなければならない。

4 指定の見積書提出期限又は見積書提出日時経過後の見積書の提出は認めない。

5 見積書の提出に際し不正又は妨害の行為があると認められる者の参加は、拒否することがある。

6 見積書の文字の訂正、加入及び抹消の箇所には必ず提出前に押印をすること。ただし、見積書の合計金額（首標数字）は訂正することができない。

(公正な見積りの確保)

第3条 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積参加者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積参加意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。

3 見積参加者は、契約相手方（以下「契約者」という。）の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

4 前3項の規定に違反した場合は、指名停止等の措置を行うことがある。

(見積書提出の辞退)

第4条 見積参加者は、見積書提出期限又は見積書提出日時までは、いつでも見積書の提出を辞退することができる。

2 見積書の提出を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(見積りの中止等)

第5条 見積参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積書を公正に提出することができないと認められるときは、当該見積参加者を参加させず、又は見積書の提出を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 見積書の提出に際して、天災、地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、見積書の提出を延期し、又は取りやめることがある。

(見積書の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

(1) 見積書に記名押印がないもの

(2) 見積書の合計金額(首標数字)を訂正したもの又は必要事項を確認しがたいもの

(3) 文字を容易に消字できる筆記用具(鉛筆等)を用いたもの

(4) 前各号のほか、見積書提出に関する条件又はあらかじめ指示した事項等に違反したもの

(契約者の決定)

第7条 見積参加者のうち、最低価格を提示した者を契約者とする。ただし、予定価格を設けているものは、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者を契約者とする。

2 各人の見積価格において、予定価格の制限の範囲内の価格の見積がないときは、最低価格を提示した者から再度見積書の提出を求めることがある。

(同価格の見積参加者が2人以上ある場合の契約者の決定)

第8条 契約者となるべき同価格の見積書を提出した者が2人以上あるときは、当該見積参加者にくじを引かせて契約者を定める。

2 前項の場合において、当該見積参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該見積事務に関係のない事務所職員にくじを引かせる。

(見積書提出回数)

第9条 見積書提出回数は、別に定める場合を除き、1回とする。

(契約書等の提出)

第10条 契約者は、契約書の作成が必要な場合は、組合から交付された契約書（仮契約書を含む。）等に記名押印し、契約者決定の日から14日以内に組合に提出しなければならない。